

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第5第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和8年8月31日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和8年度第11号～第16号）の内容
別紙のとおり。

計画	利用権を設定する土地の 所在市町村	利用権を設定する 者の数	利用権の設定を 受ける者の数	利用権を設定する土地		
11	田村市	4 者	1 者	福島県田村市都路町古道字芹ヶ沢90-1	ほか	6 筆
12	南相馬市	59 者	8 者	福島県南相馬市小高区岡田字反町146	ほか	104 筆
13	南相馬市	17 者	9 者	福島県南相馬市小高区福岡字柏下88	ほか	58 筆
14	広野町	21 者	5 者	福島県双葉郡広野町大字上北迫字鶴ヶ崎182	ほか	40 筆
15	浪江町	5 者	4 者	福島県双葉郡浪江町大字棚塩字北棚483	ほか	12 筆
16	葛尾村	3 者	1 者	福島県双葉郡葛尾村大字落合字大笹770-1	ほか	9 筆

なお、上記の農用地利用集積等促進計画は所有権の移転を除く利用権の設定とする。